

XCIJ 規約改訂対応表

平成 27 年 9 月 15 日 2015 年度第 14 回 XCIJ 総会において第 7 条、第 8 条、第 9 条改訂

[規約改定前]

第 3 章 役 員

第 7 条 本会は次の役員を置く

世話人 6－10 名

第 8 条 世話人は一般会員の中から複数の一般会員により推薦された候補者につき選挙する

第 9 条 世話人会は互選をもって代表 1 名を定める

第 10 条 代表は本会を代表し会務を統率する

第 11 条 代表事故あるときは世話人が代表の職務を代理する

第 12 条 世話人は会務を分掌する

第 13 条 世話人会は代表これを招集し重要なる会務を審議する

[規約改定後]

第 3 章 役 員

第 7 条 本会は次の役員を置く

世話人 6－10 名

顧問 数名

第 8 条 世話人と顧問の選出と任期は以下のように定める

(1) 世話人は一般会員の中から複数の一般会員により推薦された候補者につき総会で選挙する

(2) 世話人の任期は 6 年とする

(3) 世話人会は半数ずつ改選する

(4) 世話人会は世話人経験者の中から顧問を推薦し総会で承認をうける

(5) 顧問の任期は 4 年とする

第 9 条 世話人会は互選をもって代表 1 名を定め総会で承認をうける、任期を 3 年とする

第 10 条 代表は本会を代表し会務を統率する

第 11 条 代表事故あるときは世話人が代表の職務を代理する

第 12 条 世話人は会務を分掌し必要に応じ顧問に意見を求める

第 13 条 世話人会は代表これを招集し重要なる会務を審議する
